

新旧対照表

○木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新			旧		
木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則			木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則		
平成22年6月1日 規則第20号			平成22年6月1日 規則第20号		
別表第1（第3条・第7条第10項第3号・第13条第4項・第16条第1項第4号・第16条第2項第4号）			別表第1（第3条・第7条第10項第3号・第13条第4項・第16条第1項第4号・第16条第2項第4号）		
溶出量基準			溶出量基準		
項目	基準値	測定方法	項目	基準値	測定方法
略			略		
全シアン	略	K 0102規格38に定める方法（K 0102規格38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。）又は昭和46年環境庁告示第59号付表1に掲げる方法	全シアン	略	K 0102規格38に定める方法（K 0102規格38.1.1に定める方法を除く。）
略			略		
六価クロム	略	K 0102規格65.2（K 0102規格65.2.7を除く。）に定める方法	六価クロム	略	K 0102規格65.2に定める方法
略			略		
総水銀	略	昭和46年環境庁告示第59号付表2に掲げる方法	総水銀	略	昭和46年環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
アルキル水銀	略	昭和46年環境庁告示第59号付表3及び昭和49年環境庁告示第64号付表3に掲げる方法	アルキル水銀	略	昭和46年環境庁告示第59号付表2及び昭和49年環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
PCB	略	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法	PCB	略	昭和46年環境庁告示第59号付表3に掲げる方法

略		
チウラム	略	昭和46年環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シマジン	略	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	略	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
略		
ふっ素	略	K0102規格34.1 (K0102規格34の備考1を除く。)若しくは34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は

略		
チウラム	略	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
シマジン	略	昭和46年環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	略	昭和46年環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
略		
ふっ素	略	K0102規格34.1若しくは34.4に定める方法又はK0102規格34.1c) (注(6)第3文を除く。)に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び昭和46年環境庁告示第59号付表6に掲げる方法

		K0102規格34.1.1c) (注(2)第3文及びK0102規格34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
--	--	---

略

1,4-ジ オキサン	略	昭和46年環境庁告示第59号付表8に掲げる方法
---------------	---	-------------------------

略

含有量基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	略	K0102規格55に定める方法
全シアン	略	K0102規格38に定める方法(K0102規格38.1及び38の備考11に定める方法を除く。)

略

六価クロム	略	K0102規格65.2(K0102規格65.2.7を除く。)に定める方法
-------	---	--------------------------------------

略

総水銀	略	昭和46年環境庁告示第59号付表2に掲げる
-----	---	-----------------------

--	--	--

略

1,4-ジ オキサン	略	昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
---------------	---	-------------------------

略

含有量基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	略	日本産業規格K0102(以下「K0102規格」という。)55に定める方法
全シアン	略	K0102規格38に定める方法(K0102規格38.1に定める方法を除く。)

略

六価クロム	略	K0102規格65.2に定める方法
-------	---	-------------------

略

総水銀	略	昭和46年環境庁告示第59号付表1に掲げる
-----	---	-----------------------

		方法
略		
ふっ素	略	K0102規格34.1 (K0102規格34の備考1を除く。)若しくは34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又はK0102規格34.1.1c) (注(2)第3文及びK0102規格34の備考1を除く。)に定める方法及び昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
略		

		方法
略		
ふっ素	略	K0102規格34.1若しくは34.4に定める方法又はK0102規格34.1c) (注(6)第3文を除く。)に定める方法及び昭和46年環境庁告示第59号付表6に掲げる方法
略		